

町営水道の漏水認定と不明水の取り扱いについて

那須町水道給水条例施行規程の一部改正により、不明水に係る使用水量の認定について規定しました。また、家事用・特別用の漏水・不明水認定水量に上限を設け、実績使用水量の2倍を上限の認定水量としました。

詳しくは町ホームページでご確認またはお問い合わせください。

■問合せ 上下水道課 ☎72-6920



国民健康保険税率改正のお知らせ

資産割を廃止し、3方式(所得割、均等割、平等割)に変更します

国民健康保険は、病気やケガをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者の皆さんが国民健康保険税を負担しあい、お互いに助け合う制度です。

平成30年度からは国民健康保健制度の安定化を図るために、都道府県が財政運営の責任主体となる納付金制度に変更されました。

この制度変更に伴い、国民健康保健会計の収支均衡を図りながら、保険負担の公平性と適正賦課を行うために、資産割を廃止し所得割と賦課限度額の見直しを行いました。

平成30年度の納税通知書は7月中旬に、年金差引きの方への税額決定通知書は9月上旬に発送する予定です。

資産割を廃止した理由

自営業の方の占める割合が低くなり、事業用資産に賦課していた資産割の意味合いが薄れてきたこと、また、収入がない方にも固定資産があれば資産割が賦課されるため、低所得者層の負担感が強くなっていたことから廃止することにしました。

▼問合せ

税務課庶務諸係

☎72-69336

■平成30年度国民健康保険税率表

区分	医療保険分		後期高齢者支援金分		介護保険分		合計 改正後
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	
所得割額	7.7%	据置	1.7%	2.0%	1.6%	1.9%	11.6%
資産割額	30.0%	0%	5.0%	0%	5.0%	0%	0%
均等割額	25,600円	据置	6,000円	据置	8,400円	据置	40,000円
平等割額	22,000円	据置	5,400円	据置	5,600円	据置	33,000円
賦課限度額	51万	54万	16万	19万	14万	16万	89万

■平成30・31年度後期高齢者医療保険料率表

	平成28・29年度 (改正前)	平成30・31年度 (改正後)
均等割額	43,200円	43,200円 (変更なし)
所得割額	8.54%	8.54% (変更なし)
賦課限度額	570,000円	620,000円

後期高齢者医療保険料率改正のお知らせ

保険料率は、高齢化や医療技術の進歩等の影響による1人当たりの医療費の増加等に対応するため、2年に一度見直されることになっています。

平成30・31年度の保険料率等については、表のとおりです。



平成30年度の軽減措置

【所得の低い方への軽減措置】

・総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた額が58万円以下の方は、所得割額が2割軽減されていましたが、その軽減がなくなりません。

・均等割額の9割、8.5割軽減の特例措置は、平成30年度においても継続されます。

・均等割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準が引き上げられ、均等割額5割軽減については、被保険者数に乗ずる金額が27万円から27万5千円に、2割軽減については、被保険者数に乗ずる金額が49万円から50万円に変わります。

【被用者保険の被扶養者であった方への軽減措置】

・均等割額が7割軽減から5割軽減に見直されます。なお、【所得の低い方への軽減措置】の9割、8.5割軽減に該当する方は、そちらが受けられます。

所得割額は今までどおり、賦課されません。

▼問合せ

○栃木県後期高齢者医療広域連合
☎028-627-6805

(代表)

○税務課庶務諸係

☎72-69336